

が、当時、すでに班田収授が佐賀平野部に実施されたことがわかる。

条里制の耕地形状は、長さ三十間、幅十二間を単位として、これを段と呼び、十段を一町とした。一町は方六十間で、一町ごとに溝や畦畔で囲み、田地は方眼状に整理された。田地の大単位として方六町を里と呼んだ。一里の中には、三十六町が含まれ、この一里内の田地に一町ごとに地番を付したのが坪名であって、一の坪から三十六の坪におよんでいた。

佐賀平野では、各郡の東北隅を一の坪として、西へ二の坪、三の坪と数えて、六の坪まで進み、六坪の南を七の坪とし、東へ八の坪、九の坪と折り返しを繰り返して、東南隅の三十六坪で終わっている。また、各郡の東端から西へ向かって、六町ごとに一条、二条と数え、山麓から南に向かって、六町ごとに一里、二里と数えた。この条と里による地番呼称に基づいた田制を条里制と呼んだのである。

条里制が施行されたとき、今日の東与賀町の北端は有明海に面する干潟で、また耕地化が進んでいなかったとみられる。

川副町南里は条里施行当時、その南限の里ではなかったかとみられる。米倉二郎氏は『佐賀県農地改革史』上巻で左のように記している。

班田制の施行は近畿地方では、平安時代初期までで、その後はほとんど行われなくなったが、肥前では恐らく元慶年間（八七七〜八八五）まで実施したものと考えられる。

『延喜式』によれば、肥前の正税二十万束、公廩二十万束である。前者は町別穫稻五〇〇束につき二二束、後者は穫稻の五分の一であるから両者合わせて総收穫五〇四万五〇〇〇束、これを今量に換算すれば、一一万二五〇〇石、これが平

安時代における肥前国一国の標準生産量とすることができる。住民一人の食糧年一石平均とすれば、約一〇万人の人口を養うにたりる。現在の佐賀県に属する五〇郷の人口を推定すれば、約七万人という数を得ることができよう。

班田制は土地公有主義の原則にたち豪族の兼併を抑え、一般人民に最低生活を維持するに足る土地を均給した。その手続きの繁雑なること人口の増加、豪族勢力の温存、官僚の腐敗は遂にこの制を崩壊に導いたけれど、約三〇〇年に亘って実施されたその歴史的意義は過小評価することはできない。

佐賀平野の溝渠縦横に配列された美田は、この間に整理された条里のたまものであり、住民の土地に対する觀念の中にも土地公有の理想は永く伏流として潜在し来り、後来の農地改革を容易ならしめる要因に当たっているのではないかと思われる。

### 三 律令体制の崩壊と農民の生活

律令制のもとにおける農民は、班給された口分田を耕作して、租・庸・調などの税を納入することが義務化されていた。口分田は男女ともに六歳になると班給され、六年目ごとに収授が行われる立前になっていた。しかし、このような中央集権的律令政治も、中央の方では「咲く花の匂うが如く」のたとえのように、奈良の都では栄えたが、中央と地方、貴族と農民の間には、大きな断層を生み、班田農民や下層社会の人々は苦しい生活が強いられた。

八世紀の末ごろから調・庸などの貢納品は粗悪となり、納入期日が遅れるようになり、大宰府でも再三にわたって国司や郡司などに、税を納めるよう布告している。しかし、九州諸国では、口分田の班給が規定どおり行われない上、旱魃、洪水、台風、疫疾などもあって、稲が実らなかつたり、田地が荒廃して班民の生活は窮乏していた。そのため百姓の浮浪や逃亡が相いつぎ、国衙や郡家の正倉が各地で焼失や盗難にあう事件がおこり、社会不安がおこった。これに加え、地方官吏の汚職や公私混同による政治腐敗がおこり、政治が乱れはじめた。平安時代に入ると、藤原氏による撰閥政治が行われ、社寺の荘園が増加し、口分田の班給が実施されなくなり、公地公民の制度は廃れ、公民の多くは荘園に吸収され、荘民と化していった。

#### 四 佐賀地方の荘園

荘園制は律令制度の崩壊過程において誕生した新しい土地と人民の支配体制である。これは公地公民制に対する大土地私有制をとり、中央の皇族、寺院、神社などの権門勢家を領家として、税を不輸不入の特権を得、国の行政権の干渉を受けないこととなった。そのため律令制は土地制度の面から崩壊していった。

佐賀地方にあった荘園は、川副荘・佐嘉荘・牛島荘・蠣久荘・巨勢荘・鹿瀬荘・与賀荘などであった。

#### (一) 与賀荘

与賀荘がいつできたか、その過程を知る史料は不明であるが、『<sup>(1)</sup>九条家文書』の端裏書に『養和元年（一一八〇）九月廿日自女院被経、院奏之勅報也、即端に統加之了』あり、また、治承四年（一一八〇）五月十一日付の皇嘉門院惣処分状には「さいそうこんかう院」領として「ひせん よか」とみえる。最勝金剛院領与賀荘となっていることがわかる。

これは崇徳上皇の中宮聖子（藤原忠通女）の皇嘉門院が皇室領としての女院領を処分して、後白河院の勅願である最勝金剛院に伝領した荘園ということになる。

その後、建長二年（一二五〇）十一月付の『東福寺文書』の中の「沙弥行恵家領処分案」の中に「肥前国与賀荘」とみえる。

この文書にある沙弥行恵は藤原道家の法名である。この処分状によると与賀荘は関白道家の家領で、建長二年にこれを娘の四条院尚侍全子に譲ったことが記されている。しかし、その後の伝領関係については明らかでない。また『与賀大明神御鎮座記』に次のような記載がある。

一 突鐘

銘曰

肥前国与賀郷荘鎮守宮洪鐘也